脳死臓器移植の拡大を目指す医療政策の転換に関する質問主意書

提出者 阿部知子

脳死臓器移植の拡大を目指す医療政策の転換に関する質問主意書

Ļ り、 臟器 か 臓器提供を前提とした場合に限り、 つ遺族が摘出を拒まない時、 の移植に関する法律 (以下臟器移植法) 又は遺族がないときに限り、 脳死を人の死と定め、 が平成九年六月に成立、 本人が臓器を提供する意思を書面により表示 心臟、 肺、 同年十月に施行された。 腎臓など多臓器の提供を可能 これによ

果、 され、 が複数例注目されるなど、 しか 平成二十一年七月、本人意思が不明な場合や十五歳未満 また、 Ļ 本人の生前の書面による意思表示という条件を満たす事例は少なく、 有効な意思表示年齢を十五歳以上としたため、 法が現状に合っていないとして法改正の の者に 小児が渡航して海外で移植手術を受けるケース おい 必要性が ても遺族の承諾により臓器提供を可 叫 ばれることとなった。 臓器提供件数が伸びないと その 結

能とする法改正が行われ、 翌年七月に施行された。

や事例検証 さらなる臓 以来十数年が 器 のあり方については当初から疑義が寄せられており、 摘出 経過する中、 \mathcal{O} 対象拡大に向けて様 7 まだに臓器提供者数は待機者数を大幅に下回っているとして、 々な策を講じてい . る。 L か 医療としての信頼性が確立しているとは言 脳死臟器移植 医療に係る法令 厚生労働 \mathcal{O} 省は 運 用

えない。脳死からの臓器移植医療のあり方について、以下質問する。

一 「脳死とされうる状態」の診断の誤謬性について

診断 すべてを満たしても、 法施行により、 「臨床的脳死」という表現が医療現場に混乱と誤解を招いたとして、平成二十二年七月の改正臓器移植 (死亡予測) 「法に規定する脳死判定を行ったとしたならば、脳死とされうる状態」に改められ において、 後日自発呼吸が確認され、 臓器移植法の運用に関する指針 植物状態に移行した事例が以下のように多数報告されて (以後ガイドライン) に示された診断基準 たが、

す体 が、 臨 国立成育医療研究センターでは十七カ月女児の急性脳症の発症から十七日目に、 端床的 脳 時折、 動 承諾は得られなかった。 が 認められ 死と診断。 自発的に体動したが脳波は平坦だった。 た。 日 その後も女児は人工呼吸器に依存し、 本臓器移植ネットワークのコーディネーターが家族に臓器提供 発症から約五週間後に自発運動が始まり、 発症から十六カ月で、 胃瘻チューブにより栄養補 脳幹が機能していることを示 肺炎と尿路感染症による多 無呼吸テストを除く 0 説 給され 明 をした てい

臓器不全で死亡。

(Masaya Kubota | Spontaneous and reflex movements after diagnosis of clinical

いる。

brain death: A lesson from acute encephalopathy | Brain & Development | | | | | | | |

東京都内では日本臓器移植ネットワークの発足から二〇一七年までの約二十二年間に、 が臓器提供を承諾した後に一例が植物状態に移行したため臓器提供に至らなかった。 提供について説明したが、このうち五例が植物状態に移行し臓器提供の承諾を得られず、さらに家族 ディネーターがドナー情報を受けて、患者家族三百四十一例に死後 (脳死後または心停止後) (櫻井悦夫 臓器移植コー の臓器 「臓

累計では六例に診断 器移植コーディネーター二十二年の経験から」Organ Biology 二〇一八) (死亡予測) の誤りがあったことになり、 臓器提供選択肢提示五十七例当たり一例

(六/三百四十一) で誤りが発生したことになる。

1 ているのか。 らの事例が示しているように誤っている可能性が否定できないことについて、政府はどのように認識し 臨床的症状から 「脳死とされうる状態」あるいは 「心臓死が切迫している状態」という診断が、 これ

2 「ドナー情報の分析(二○一六年~二○二○年)」が掲載されている。 コーディネーターによる臓器提 第五十三回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会(二○二一年四月二十一日開催) の資料に、

供の説明が七百四十五名の家族に行われたうち臓器提供に至らなかった理由は 「家族辞退:百十七」、

「急変:二十九」、「医学的理由:三十六」、 「感染症:十二」、 「判断能力確認できず:三」、「本

人拒否の意思表示:六」、 「虐待の可能性否定できず:五」、 「司法解剖:五」、 「その他:十五」で

あった。

「脳死とされうる状態」あるいは「心臓死が切迫している状態」という診断の誤りによって提供に至

らなかったケースはこの統計上どこに分類されているのか。 「その他」に含まれているのか。

また、 日本臓器移植ネットワー クの発足以降、 全国においてコーディネーターによる臓器提供の選択

肢提示と説明を、 何 名の患者家族に行い、 その後生存して臓器提供に至らなかった患者数は何名か。 政

府の承知しているところを示されたい。

臓器提供を見据えた患者評価 管理と術中管理のためのマニュアル」 について

令和三年度厚生労働科学研究費補助 金 「五類型施設における効率的な臓器 組織 の提供体制構築に資す

る研究 ドナー 評価 管理と術中管理体制 の新たな体制構築に向けて」 (主任研 究者 嶋津岳· 士 先生、 田

崹 修先生) において、 「臓器提供を見据えた患者評価 ・管理と術中管理のためのマニュアル」 が作成され

ている。

え、家族が臓器提供を希望する場合、 態で移植患者につなげるように患者管理を行う」との記載がある。 者管理へと移行・・・臓器提供の方針が明確となったら、 その一章の「臓器提供を見据えた患者管理と評価」において、 患者本人と家族の意思を生かすため救命治療から臓器保護目的 多くの臓器が提供できる様に、少しでも良い状 以下、 「治療チームが 政府の承知するところを答えら "救命は不可能" と考 \mathcal{O} 患

1 救命治療から臓器保護目的の患者管理へと移行するとはどのような処置を指すのか、 可能な限り具体

的に示されたい。

れたい。

2 日本救急医学会、 日本集中治療医学会、 日本循環器学会が作成した 「救急・集中治療における終末期

「脳死=終末期」

という認識が示されている。

「脳死とされう

医療に関するガイドライン」において、

る状態」 で臓器提供をしない選択をした場合は人工呼吸器や循環作動薬などを打ち切ってもよいと考え

られているのか。

3

小児において長期脳死の症例が現に多数存在することは広く知られているが、脳死とされた成人の長

期生存例 (妊娠の継続・出産、 臟器提供、 異種移植実験などに伴う脳死宣告から一カ月以上の長期生存

例)など、 近年は小児だけでなく成人の長期脳死も多数報告されている。こうした事例は脳不全患者で

あっても脳以外の臓器機能が維持されていれば長期に生存できることを示していると考えられるが、ど

うか。

4 遺族承諾が得られた場合において「救命治療から臓器保護目的」 に切り替わるタイミングは、 法的脳

死判定後であるべきと考えるがどうか。

臓器提供施設連携体制構築事業における患者情報の提供・共有について

三

厚生労働省は、 脳死が強く疑われ臓器提供の可能性がある患者の情報を、 拠点施設や日本臓器移植ネッ

トワー クと早期に共有する制度を構築する方針を打ち出し、 「臟器提供施設連 携体制構築事業」として、

脳死判定や臓器摘出時の支援のための人員配置やマニュアル 作成等の助言、 臓器提供事例発生時に医師

看護師、 コ ーディネーター、 検査技師等の各職種が応援に駆けつける等の支援を行い、 地域における臓器

提供拡大のための体制整備を行っている。

しか 臓器移植法のガイドラインでは脳死からの臓器提供施設を、 大学附属病院等の高度な医療を行

う施設としており、全国約八百五十のいわゆる五類型とされる病院に限っている。それは第一に患者の救 患者の情報を他の医療機関や日本臓器移植ネットワークなどに提供し共有するなどということは想定され 制があることが重要だからではないか。そもそも法的脳死判定以前に、提供の意思も確認しない段階で、 命治療を尽くすべきであるという考え方に基づいているからであり、 第二に法的脳死判定を正しく行う体

1 報を勝手に第三者に提供し、 臓器提供数を増やしたいという目的のために、 共有するなどということは個人情報保護法上も医療倫理上も大問題である なし崩しに法の理念を変え、 医療機関が患者 の医療情

と考えるがどうか。

ていない。

2 な 臓器提供施設連携体制構築事業は二〇一九年度から開始されていると聞くが、この五年間でどのよう 「成果」 があったと認識しているのか、 具体的に述べられたい。

臓器移植法第二条において 「移植術に使用されるための臓器の提供は、 任意にされたものでなければな 兀

日本臓器移植ネットワー

クの情報公開の在り方について

らない」と定めている。 臓器の提供が、 適切かつ丁寧な説明によって任意で判断されるべきであるなら

ば、 に行われているのかについて常に検証される必要がある。 事前に十分な情報が社会全体に対して提供されていなくてはならない。 そして同意を得る手続が適正

る。 めのハンドブック」を同バンクサイト内で公開し、 に伴う転倒が〇・〇〇八% (一/一万二千五百人) 日 国内骨髄バンクでは二万五千例以上の採取で死亡事故はないが、 本赤十字社は 「献血の同意説明書」を同社サイト内で公開して、 」など記載している。 骨髄採取、 麻酔に伴う合併症と重大事故を記載 献血に伴う副作用等について 海外の骨髄採取 日本骨髄バンクも「ドナーのた で五例、 日本国内で して 「失神

ど、 認いただきたいこと」を公開 ところが、 臓器提供の実態につい 日本臓器移植ネットワー ても一切触れ してい ないば、 クは臓器提供候補患者の家族に提示する文書 てい かり な か、 V) 臓器摘出時にドナーに麻酔をかける場合もあることな 実際にそのことを臓器提供後に知って、 「ご家族の皆様にご確 娘さんからの

は骨髄バンクを介さない採取で一例、

計六例の死亡例があることを記載している。

やないかと思いますよね。 「そのときは知らなかったんですけども、 それで後になってなんとむごいことをしてしまったんだろうと思いました。 手術 の時に動くから麻酔を打つといわれたら、生きてるんじ か

脳死臓器提供を後悔している母親がい

なかったんです。もうその時は忙しくて」(山崎吾郎「臓器移植の人類学」世界思想社 わいそうなことをしたなぁ、むごいことをしたなぁと思いました。でも正直いって、何がなんだかわから 三三五

混乱と悲しみの中で、可能な限りご家族の冷静な判断に資するよう、 実を記載したうえで任意の判断に委ねてこそ、移植医療が医療として信頼されるのではないか。 日本臓器移植ネットワークは、ご家 喪失の

族に提示する文書「ご家族の皆様にご確認いただきたいこと」にあらゆる情報を記載して、日ごろからウ

五. 脳死判定における脳血流検査について

エブサイトで一般に公開すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

臓 器 の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第百五十三号)」

が、 脳死判定において確認するよう努めなければならない事項として「脳血流の消失」 を追加した。

- 1 「脳血流の消失」の定義を示されたい。
- 2 脳 脳 血. 血 流 流 .の消失」に相当する血流量は何 mー/百 g/分以下なのか示されたい。 量は 「脳組織百g当たり一分当たり○○m1(m1/百g/分)」という単位で示される。
- 3 前項の 「脳血流の消失」に相当する血流量を測定することができると現時点で確認されている測定機

器および測定手法を示されたい。

六 「脳血流の消失」は何のための検査か

サルなど動物の脳 への血 流を遮断する実験によって、 「ヒト以外の動物の脳が壊死する、 脳が不可逆的

変化を起こす血流量」 は判っている。 しか しヒトの脳 血 流を遮断する人体実験は行えないため、 「ヒトの

脳が壊死する、 不可逆的変化を起こす脳血流量 は不明である。 測定すべき値が何 m 1 /百 g/分以下な

のか不明ならば、 脳死判定に脳血流検査を追加しても脳に不可逆的変化が起きているの か確認できないこ

とになる。

ヒ $\bar{\vdash}$ \mathcal{O} 脳 が 不可逆的変化を起こす脳 血 流量は不明であることを踏まえるならば、 「脳血流 の消失」 は何

のための検査として追加したのか、政府の見解を問う。

七 脳血流検査の目的について

脳 血 流 検査 立は複数 あ ŋ, 脳 Ш. 流量を数値で示す機能がなく血 |流が停滞し ている画 像 か 示 せ な 1 検査、

ある。 脳 血 流 量を数値で示せる機能が あ っても、 実際には、 血 流 が停滞し してい る画像し か 示さな 1 簡 易な運

用をする場合もある。 血流量を示せても、 測定機器や測定手法、 造影剤などが異なると比較できないとし

ている検査もある。

法的脳死判定に採用を検討している検査は、 脳血流量を数値として記録に残す検査なのか否か。 また、

それらの数値は異なる検査間で比較できるものか否か。

八 誤診の再発を防ぐための方策について

脳 血 流 検査 が用いられた脳 死判定 診断において誤診例がある (以 下、 四文献における五例を示

す。)。このような誤診は、 「ヒトの脳が不可逆的変化を生じる脳血流量 が不明であるから、 測定する際

の精度を定めることができないため」、 あるい は 脳 血流量の 測定において数値として把握せず、 脳 血 流

が健常者と比べて停滞していることを示す画像のみで判断しているため」、そして 「脳死判定 \mathcal{O} 必須検査

も脳機能 \mathcal{O} 廃絶を確証できる検査ではないため」 等と見込んでいるが、これらの誤診を再発させな V ため

の方策について政府の見解を問う。

○脳血流検査が用いられた脳死判定・診断における誤診例 五例

カリフォルニア大学メディカルセンター は二歳児に無呼吸テストが完全に行えなかったためSPE

CTによる脳血流途絶で脳死判定し、 臓器提供希望はなく人工呼吸を停止したところ自発呼吸をし

たので脳死宣告を取り消した。

(D Alan Shewmon False-Positive Diagnosis of Brain Death Following the Pediatric Guidelines:

Case Report and Discussion Journal of child neurology 11○14)

国立成育医療研究センターでは八歳児に脳血流三D-CTAおよび脳血流シンチで脳血流停止所見

を認めたものの、無呼吸テストで自発呼吸があり脳死を否定した。

横田裕行ほか「小児脳死判定における脳血流評価の意義について」日本臨床救急医学会

雑誌

(荒木尚、

日鋼記念病院は脳血流SPECT、 F D G PETで脳血流、 糖代謝は認められなかった七十五歳

女性から脳波を測定した。

(杉野繁一 ほか 「平坦脳波と判定できなかった臨床的に脳死の一 例 日本集中治療医学会雑誌

千葉県救急医療センターでは頸動脈撮影でnon-fillingだった二例に脳波があった。

(中村弘ほか 「切迫脳死、 脳死二百三十九例の検討」救急医学 一九八八)

九 脳血流が低下している患者は脳死判定除外例とすることについて

る。 だが、脳が不可逆的変化を起こしているとまでは断定できない検査と見込まれる。 ならば、脳は壊死に至らず一時的に脳機能が低下する状態であり、 以上指摘したように、 それは同時に多くの脳不全患者に投与されている中枢神経抑制剤が、 脳血流検査は、 健常者に比べると脳の血流が低下している患者を確認できる検査 誤って脳死と診断される状態がありう 脳 組 織内に滞留して影響し続け 脳血流が低下している

ている状態でもあると想定される。

外例とする」ことが、 とみなし、 抑制剤の 法的脳死判定マニュアルは、 影響下の可能性の 脳機能 \mathcal{O} 脳血 時的停止状態または中枢神経抑制剤の 流検査の正 ある患者を含めていることから 脳死判定をしてはいけない患者に、 しい使い方と考えるが、 「脳血 影響下にある可能性もあるため、 政府の見解を問う。 |流が低下している患者は、 年齢相応の血圧がない患者と中枢神経 低血圧と同 脳 死判定除

十 脳の機能回復について

できる検査であるが、 脳 死判定で採用されている必須検査、 脳の機能が不可逆的に廃絶しているとまでは確認できない検査である。そのような 補助検査も、 健常者と比べると脳機能が低下していることは確

検査を複数行っても、 「脳機能が回復しうる患者」と「脳の機能が不可逆的に廃絶した患者」を完全に一

例の誤診もなく見分けることはできないと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。